

平成 28 年度第 2 回長野県契約審議会次第

日時 平成 28 年（2016 年）9 月 8 日（木）

13 時 30 分から 16 時 00 分

場所 県庁議会棟 第 1 特別会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 委員紹介

4 会議事項

（1）審議事項

ア 前回審議会の主な意見について

イ 平成 29・30 年度競争入札等に参加する者に必要な資格等について

（2）報告事項

ア 県の入札等の実施状況について

イ 企業局における新たな発注方法の取組（配水池等不断水清掃における最低制限価格制度の導入）について

ウ 清掃業務、警備業務、設備管理業務における賃金実態調査について

エ 平成 27 年度週休 2 日を確保するモデル工事について

5 その他

6 閉 会

資料一覧表

審議事項

- ア 前回審議会の主な意見について ・ ・ 資料1 (P 1)
- イ 平成 29・30 年度競争入札等に参加する者に必要な資格等について ・ ・ 資料2 (P 4)

報告事項

- ア 県の入札等の実施状況について ・ ・ 資料3 (P 9)
- イ 企業局における新たな発注方法の取組（配水池等不断水清掃における最低制限価格制度の導入）について ・ ・ 資料4 (P16)
- ウ 清掃業務、警備業務、設備管理業務における賃金実態調査について ・ ・ 資料5 (P17)
- エ 平成 27 年度週休 2 日を確保するモデル工事について ・ ・ 資料6 (P19)

長野県契約審議会 委員名簿

（敬称略、五十音順）

氏 名	経 歴 ・ 役 職 等	備 考
うす い みつ あき 碓 井 光 明	明治大学法科大学院教授	出 席
おお くほ く み こ 大 窪 久 美 子	信州大学農学部教授	出 席
おく はら みどり 奥 原 みどり	一級建築士	出 席
お ざわ よし のり 小 澤 吉 則	一般財団法人 長野経済研究所調査部長	
くら たに しん いち 藏 谷 伸 一	長野県建設業協会会長	出 席
こ ばやし ただし 小 林 正	弁護士	出 席
にし むら なお こ 西 村 直 子	信州大学経済学部教授	出 席
の もと ひろ ゆき 野 本 博 之	公認会計士	出 席
はら やま ひさみ 原 山 ひさみ	中小企業診断士	出 席
ほり こし みち よ 堀 越 倫 世	税理士	
ゆ も と かずまさ 湯 本 和 正	自治労長野県本部副中央執行委員長	出 席
よし の よう いち 吉 野 洋 一	国土交通省 中央建設工事紛争審査会特別委員	出 席

（10名出席予定）

（任期3年、平成29年7月14日まで）

前回審議会の主な意見 [平成28年度第1回審議会(6月13日)]

資料1

項目	取組番号	委員	意見の要旨	対応案等
今年度審議予定事項について	-	高橋委員	取組番号75の適正な労働賃金の支払を評価する総合評価落札方式等の試行について、今後の審議会で、試行した結果について中間報告をしてもらいたい。	できる範囲の中で中間報告を行いたいと考えています。
		堀越委員	取組番号83の入札参加資格の審査項目について、労働環境整備に関する県の独自認証への加点が検討されているが、議論をする上で、こうした県独自の制度についてどのようなものがあるのか、県の認定制度等の一覧を示してもらいたい。	県の制度全体となると数も多く、対象となりうるものとしてどのようにまとめるか難しい部分もありますが、どのような形でとりまとめ、お示しすることができるか、検討してまいりたいと思います。
取組方針の変更(案)について	-	小林委員	住民税の特別徴収実施事業者に対する入札参加資格審査における加点をしているのなら、特別徴収した住民税を実際に納付していることの確認までしないと問題ではないか。	特別徴収に関しては、特別徴収した税金を市町村へ納付した際の領収書の写しを頂いています。
		碓井会長	この取組方針の変更案については、取組番号の11、12-2の「県税」を「県税等」に、18、76の「及び」を「又は」に改め、了承する。	—
平成29・30年度競争入札等に参加する者に必要な資格等について	-	吉野委員	建設工事等の入札参加資格における「新客観点数」という言葉について、全国的には都道府県が独自に評価するものは主観点と言っている。客観点と新客観点の違いが紛らわしいため、何かいい言葉は考えられないか。	ご意見として伺い、内部で検討させていただきます。
		野本委員	建設工事の入札参加資格と物品購入等の競争入札参加資格に関して、「区分」、「格付け」など双方が異なる用語で説明しているため、用語の統一が必要ではないか。	入札参加資格に係る告示において、県民にとってわかりやすいようにしてまいります。
		碓井会長	参加資格について、それぞれの資格で異なる言葉があると戸惑うため、細部についてすり合わせてほしい。	
		堀越委員	個人住民税の特別徴収については、平成30年度からは県でも徹底すると方針が出ており、今後は資格審査要件に入れる方向で検討しても良いのではないか。	次回に向けたご要望として受け止め、税制の担当課とも情報共有しながら、今後の制度のあり方を考えてまいります。
		碓井会長	特別徴収については、現在は誘導する意味で加点するけれども、将来強く求めていくという段階に至れば、資格審査要件に入れるという段階を踏むという考えを持っておくべきではないか。	
		堀越委員	県の不均一課税として、障がい者雇用の他、ひとり親を雇用した場合についても事業税の減免がある。入札参加資格でも同様に、現在の障がい者雇用に加えて、ひとり親雇用応援税制関係でも対応を検討することにより、県の目指す方向が強化されるのではないか。	
		大窪委員	介護離職は、今非常に社会問題になっているため、育児又は介護休業の取得実績に係る加点により、その普及を図り、休業を評価できるような制度の検討をしてもらいたい。	ご意見として伺い、上限を抑えてその範囲内でニーズを反映できるよう検討させていただきます。
奥原委員	技術力に関する加点について、国土交通省の建設キャリアアップシステムへの登録が2017年4月から開始されるため、次回の入札参加資格の更新に当たっては、検討してもらいたい。	次回の入札参加資格更新の際の検討材料とさせていただきます。		
しあわせ×2(buy)信州県産品利用促進制度の試行について	-	小澤委員	1号県産品による試行について、今後具体的にどのように検証し、展開していくのか。	別紙のとおり試行し、試行後の調達状況を把握する中で、各部局のニーズや調達上の課題等を検証し、県産品の活用範囲を広げるために必要な取組みを検討してまいります。また、1号県産品の認証部局とも連携しながら、ニーズに見合う県産品の情報収集を行い、今後の2号、3号県産品の優先調達につなげていければと考えております。
除雪業務の入札制度の見直しについて	-	藏谷委員	・建設業の経営と現場の熟知のため、グリーンシーズンの道路、河川の維持修繕と除雪の一体化した契約や、除雪エリアごとの地元企業による複数年契約など地元企業でしっかり維持させていただくスキームの検討をしてもらいたい。 ・除雪オペレーターの待機料などの人件費について、他県ではその助成を行っているところもあるため、検討をしてもらいたい。	・一体化した契約については、以前実施し、労務費の変更等に対応できなかったことから現在中止しておりますが、除雪業務の品質向上、契約手続の簡略化等に効果的な方法と考えられるため、次年度当初で実施できるような方法を検討してまいります。 ・さまざま検討しなければならない課題はありますが、前向きに検討してまいります。 他県の状況等注視し研究してまいります。
		高橋委員	・除雪の人件費について、失格基準価格を、人件費を100%積み上げた金額を基準に算定しているが、除雪単価が各路線ごとに異なる中、人件費を100%支払われたことをどのように検証するのか。 ・除雪の若いオペレーターを育てる仕組みや取組も検討してもらいたい。	毎年行う除雪業務終了後の意見交換会等で受注者からの意見を聴くなどして検証してまいります。 除雪オペレーターの講習会等を活用し、取り組んでいます。
建設工事において週休2日の確保を評価する総合評価落札方式の試行について	-	高橋委員	週休2日のモデル工事の結果、評価等について、次回の審議会で資料を出してもらいたい。	モデル工事の状況について、中間報告として資料6で報告します。

注 網かけ部分は、前回審議会で説明、回答が十分でなかった部分を補足した項目

しあわせ×2 (buy) 信州県産品利用促進制度の試行県産品に関する要綱

(平成 28 年 8 月 1 日付け 28 産政戦第 29 号)

(目的)

第 1 条 この要綱は、地消地産の推進及び長野県中小企業振興条例（平成 26 年 3 月 20 日施行）第 12 条の規定により、県内の中小企業者の受注機会の増大及び県産品の積極的な購入に資することを目的として、県が認定する県産品を率先して調達する制度（しあわせ×2 (buy) 信州県産品利用促進制度）の試行県産品に関し必要な事項を定めるものとする。

(試行の対象となる県産品)

第 2 条 この要綱において、県が優先的に調達する県産品を「1号県産品」と呼び、県の施策推進のために認定、認証又は指定（以下「認定等」という。）された物品とする。

(1号県産品認定制度)

第 3 条 この要綱において、1号県産品を認定等している制度等を「1号県産品認定制度」と呼び、次に掲げる要件をすべて満たす制度とする。

- (1) 認定等の基準が要綱等により明確に示されていること
- (2) 審査委員会等の客観的な審査により認定等されたものであること
- (3) 認定等に有効期限を設けている又は認定等の要件に該当しなくなった場合は取消がある旨の規定があること

(1号県産品認定制度の公表)

第 4 条 産業労働部は、本庁の部局へ照会の上、1号県産品認定制度を別表により公表する。

2 産業労働部は、別表公表中も本庁の部局から1号県産品認定制度にかかる申出を随時受け付け、第3条に照らし適切と認められる場合は、別表に加え公表する。

3 別表は、公表から2年を経過した日の属する年度の末日まで公表し、本庁の部局へ照会の上、更新する。なお、公表中に制度が廃止となった場合はこの限りではない。

(1号県産品の取扱い)

第 5 条 1号県産品として優先調達できる物品及び認定期間は各認定制度によるものとし、1号県産品認定制度の所管部局により公表するものとする。

(1号県産品認定制度の取り消し)

第 6 条 産業労働部は、1号県産品認定制度が次の各号のいずれかに該当するときは、別表の記載を取り消すことができる。

- (1) 認定等制度が第3条の要件に適合しなくなったとき。
- (2) 各認定等を所管する本庁の部局から公表取消の申出があったとき。
- (3) その他産業労働部が登録制度として適当でないと認めたとき。

2 産業労働部は、前項の規定により記載を取り消したときは、速やかに公表するものとする。

附則

この要綱は、平成 28 年 8 月 1 日から施行する。

別表

1号県産品制度リスト

	認定等	所管部局	物品分類	制度概要及び物品リスト
1	信州リサイクル製品認定制度	環境部	事務用品、家具類、工事材料、その他	http://www.pref.nagano.lg.jp/haiki/curashi/recycling/shigen/nint_e/himoku/index.html
2	信州ベンチャー企業優先発注事業	産業労働部	事務用品、家具類、機械機器、その他	http://www.pref.nagano.lg.jp/keieishien/sangyo/shokogyo/chusho/venture/documents/venturekaihatsu.pdf
3	伝統的工芸品指定制度	産業労働部	家具類、繊維製品等、その他	http://www.pref.nagano.lg.jp/mono/sangyo/shokogyo/seikatsu/kogehin.html
4	長野県原産地呼称管理制度	産業労働部	食料品	http://www.pref.nagano.lg.jp/jizake/sangyo/brand/nac/sedo.html
5	信州伝統野菜認定事業	農政部	食料品	http://www.pref.nagano.lg.jp/enchiku/sangyo/nogyo/engei-suisan/yasai/jokyo.html
6	信州プレミアム牛肉認定制度	農政部	食料品	http://www.oishi-shinshu.net/library/premium/beef/11004.html
7	信州の環境にやさしい農産物認証制度	農政部	食料品	http://www.pref.nagano.lg.jp/nogi/sangyo/nogyo/sedo.html
8	信州木材認証製品	林務部	家具類、工事材料	http://shinshu-kiraku.net/intro/ninsho.html
9	信州産シカ肉認証制度	林務部	食料品	http://www.pref.nagano.lg.jp/yasei/sangyo/brand/gibier/ninshou.html

平成29・30年度競争入札等に参加する者に 必要な資格等について（案）

建設工事の入札参加資格申請における新客観点数の見直し

1 新客観点数の項目の追加・拡充：3項目

多様な労働環境の整備・地域貢献への取組を評価

①「職場いきいきアドバンスカンパニー認証」を追加（拡充）

内 容：現在、「社員の子育て応援宣言！」の登録企業に加点（3点）。短時間正社員制度等を取り入れた企業等を認証する「職場いきいきアドバンスカンパニー」の認証を受けている企業に、更に7点加点

目 的：現状の短時間正社員制度がある事業所の割合は11.3%、介護休暇取得率は3.3%、非正規社員の割合は38.8%となっており、短時間正社員制度など多様な働き方制度を導入・実践している企業を評価し、仕事と家庭の両立ができる職場環境への改善や、非正規社員から正社員への転換等による雇用の安定、企業イメージを改善することによって人材確保等を進めることが必要

②「週休2日制等」の就業規則規定を追加

内 容：週休2日等の休暇制度が就業規則に規定されている企業に加点

4週5休（又は年間休日82日～93日）3点、4週6休（又は年間休日94日～119日）5点、4週8休（又は年間休日120日以上）10点

目 的：平成27年度、「週休2日を確保するモデル工事」を36現場で実施。建設業は、天候等に左右される面もあり、他の業種と比べ週休2日の実施率は低い状況にある。週休2日を確保することは、労働環境の整備と地域の安全・安心を担う建設労働者の確保・育成を図るうえで必要不可欠

③「更生保護の協力雇用主」への登録を追加

内 容：更生保護の協力雇用主として登録している企業に3点加点

目 的：協力雇用主とは、犯罪・非行の前歴のために定職に就くことが容易でない刑務所出所者等を雇用し、改善更生に協力する民間の事業主
再犯防止には、定職に就くことが重要であり、登録企業を増やすことにより就労支援を行い、誰もが暮らしやすい社会づくりを進める

2 新客観点数の項目の削除：2項目

経営事項審査と新客観点数との重複評価の解消

①「ISO9000又は14000の認証取得」を削除

内 容：新客観点数での加点項目であるISO9000又は14000シリーズの認証取得を削除

目 的：新客観点数では、ISO9000又は14000シリーズの認証取得に対し、それぞれ10点加点を行っているが、経営事項審査においても、ISO9001、ISO14001の取得に対し加点を行っている。経営事項審査と新客観点数との重複解消を図る

②「固定資産「機械・運搬具」「工具器具・備品」の残存価格等」を削除

内 容：新客観点数での加点項目である、固定資産のうち「機械・運搬具」及び「工具器具・備品」の残存価格評価を削除

目 的：新客観点数では、基準日直前の営業年度における固定資産のうち「機械・運搬具」「工具器具・備品」の残存価格500万円につき5点（上限25点）（リース可）の加点を行っているが、経営事項審査においても、建設機械の保有状況に対し加点を行っている。経営事項審査と新客観点数との重複解消を図る

3 新客観点数の項目の内容変更：1項目

評価対象を建設業に限定

①「長野県産業廃棄物3R実践協定」を排出事業者（建設業）に限定

内 容：新客観点数での加点項目である「長野県産業廃棄物3R（減量化・適正処理）実践協定」の締結者を排出事業者（建設業）に限定

目 的：長野県産業廃棄物3R（減量化・適正処理）実践協定締結者に10点加点を行っているが、排出事業者（建設業）の他、排出事業者（製造業）、産業廃棄物処分業者、産業廃棄物収集運搬業者も含まれているため、加点を排出事業者（建設業）に限定

4 スケジュール

	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
長野県契約審議会	★			★								
パブコメ	←→											
審査基準の公表				★								
審査基準日				★	10月1日							
申請期間								←→	1月中旬～2月上旬			
資格付与												★ 5月1日

新客観点数の加点内容の改正(案)

○ 加点方法について

経営事項審査の総合評価値（客観点数）に、当該資格申請者の新客観点数を加算する。 **資格総合点数 = 客観点数（経営事項審査の総合評価値） + 新客観点数（県内業者のみ）**

		平成 29・30 年度	経審の総合評価値 25%上限	平成 27・28 年度	経審の総合評価値 25%上限
工事成績	工事成績	<p>(変更なし) 基準日直前3年間の「土木一式」、「とび土工コンクリート」及び「ほ装」の3業種に係る工事の平均点に応じ、次のとおり加(減)点する。加(減)算対象業種は前記の3業種のみとする。 加(減)点 = (平均点-65点) × 3.5</p>		<p>基準日直前3年間の「土木一式」、「とび土工コンクリート」及び「ほ装」の3業種に係る工事の平均点に応じ、次のとおり加(減)点する。加(減)算対象業種は前記の3業種のみとする。 加(減)点 = (平均点-65点) × 3.5</p>	
	表彰等	<p>(変更なし) 基準日直前4年間における国又は長野県による企業表彰(個人は除く)であって、優良工事表彰、優良技術者表彰及び安全衛生表彰等を対象とする。表彰1回10点(同一年度の同一目的表彰は1回に限る。上限30点)「土木一式」「とび土工コンクリート」「ほ装」業種のみ加点の対象とする。</p>		<p>基準日直前4年間における国又は長野県による企業表彰(個人は除く)であって、優良工事表彰、優良技術者表彰及び安全衛生表彰等を対象とする。表彰1回10点(同一年度の同一目的表彰は1回に限る。上限30点)「土木一式」「とび土工コンクリート」「ほ装」業種のみ加点の対象とする。</p>	
技術力	民間資格	<p>(変更なし) 基準日において資格申請業種に、経審に反映されない資格を有する技術者1名に対し当該資格の級に関係なく1点(社会保険(健康保険)の被保険者又は他の職員の年間総労働時間の7.5割以上の者)に限る。上限30点</p>		<p>基準日において資格申請業種に、経審に反映されない資格を有する技術者1名に対し当該資格の級に関係なく1点(社会保険(健康保険)の被保険者又は他の職員の年間総労働時間の7.5割以上の者)に限る。上限30点</p>	
	指名停止・入札参加停止	<p>(変更なし) 基準日直前2年間における指名停止月数×(-10)点(建設業法による監督処分に伴い、客観点数で減点された場合を除く。最大15点までの減点とする。)</p>		<p>基準日直前2年間における指名停止月数×(-10)点(建設業法による監督処分に伴い、客観点数で減点された場合を除く。最大15点までの減点とする。)</p>	
	新技術登録	<p>(変更なし) 基準日において、長野県が進める新技術・新工法活用支援事業の登録がある者又は国土交通省が運用する新技術情報提供システム(NETIS)登録が確認できる者に加点。県事業登録は1技術につき5点、NETISの評価情報登録は同5点、NETISの申請情報登録は同3点。(共同開発技術加点可。但しNETIS登録の加点対象はWEB検索画面の開発体制-開発会社に記載がある者のみ。県事業登録とNETIS登録による同一技術の重複加点は不可。上限10点)</p>		<p>基準日において、長野県が進める新技術・新工法活用支援事業の登録がある者又は国土交通省が運用する新技術情報提供システム(NETIS)登録が確認できる者に加点。県事業登録は1技術につき5点、NETISの評価情報登録は同5点、NETISの申請情報登録は同3点。(共同開発技術加点可。但しNETIS登録の加点対象はWEB検索画面の開発体制-開発会社に記載がある者のみ。県事業登録とNETIS登録による同一技術の重複加点は不可。上限10点)</p>	
	直営能力【廃止】	<p>(加点項目の廃止) 基準日直前の営業年度における固定資産のうち「機械・運搬具」「工具器具・備品」の残存価格500万円につき5点(上限25点)「機械・運搬具」「工具器具・備品」の保有はリースも認める。【廃止】</p>		<p>基準日直前の営業年度における固定資産のうち「機械・運搬具」「工具器具・備品」の残存価格500万円につき5点(上限25点)「機械・運搬具」「工具器具・備品」の保有はリースも認める。</p>	
経営意欲	環境配慮ISO等認証取得	<p>(加点項目の廃止及び一部改正) →ISO9000又は14000シリーズの認証取得:それぞれ10点【廃止】 ・基準日におけるアクション21又は地域版環境プログラム(南信州いいむす21等)の認証登録:10点(ISO14000が認証されている場合は対象外との重複加点なし) ・基準日における長野県産業廃棄物3R実践協定の締結者(排出事業者(建設業)):10点</p>		<p>・基準日におけるISO9000又は14000シリーズの認証取得:それぞれ10点 ・基準日におけるアクション21又は地域版環境プログラム(南信州いいむす21等)の認証登録:10点(ISO14000との重複加点なし) ・基準日における長野県産業廃棄物3R実践協定の締結者:10点</p>	
	労働環境	<p>(加点項目の追加、拡充) ・基準日直前4年における間に新規学卒者の社員採用:5点(採用した社員に技術者がいる場合、更に+10点(上限15点)) ・基準日における建設業法第26条に規定する主任技術者となる資格を有する女性技術者の社員雇用:5点 ・基準日における労働安全衛生マネジメントシステム(OHSAS18000)又は、建設業労働安全衛生マネジメントシステム(COHSMS)の認証取得:15点 ・基準日における従業員100人以下で次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定、かつ育児・介護休業法に規定する休業等制度が就業規則に規定されている企業:10点 ・基準日直前4年間に育児又は介護休業を20日以上取得した実績:5点(取得者に男性含む場合、更に+5点(上限10点)) ・基準日における「社員の子育て応援宣言!」の登録企業:3点(登録企業であって申請日において「職場いきいきアドバンスカンパニー」の認証を受けていた場合、更に+7点) ・申請日において「週休二日」等の休業制度が就業規則に規定されている企業:4週5休相当3点、4週6休相当5点、4週8休相当10点 ・基準日を含む年度の前年度における労働災害防止団体に規定する労働災害の防止を目的として組織された団体での活動企業:5点 ・基準日における「個人住民税特別徴収」の実施企業:10点</p>		<p>・基準日直前4年間における新規学卒者の社員採用:5点(採用した社員に技術者がいる場合、更に+10点(上限15点)) ・基準日における主任技術者になりうる女性技術者の社員雇用:5点 ・基準日における労働安全衛生マネジメントシステム(OHSAS18000)又は、建設業労働安全衛生マネジメントシステム(COHSMS)の認証取得:15点 ・基準日における従業員100人以下で次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定、かつ育児・介護休業法に規定する休業等制度が就業規則に規定されている企業:10点 ・基準日直前4年間に育児又は介護休業を20日以上取得した実績:5点(取得者に男性含む場合、更に+5点(上限10点)) ・基準日における「社員の子育て応援宣言!」の登録企業:3点</p>	
	合併等	<p>(変更なし) 基準日直前5年間において、県建設工事入札参加資格を有する建設企業と合併が行われた場合:50点(営業譲渡は除く。)</p>		<p>基準日直前5年間において、県建設工事入札参加資格を有する建設企業と合併が行われた場合:50点(営業譲渡は除く。)</p>	
地域貢献	地域貢献	<p>(加点項目の追加) ・基準日における消防団協力事業所表示制度の登録企業:10点(登録企業であって基準日において長野県消防団協力事業所等知事表彰を受賞していた場合、更に+5点) ・申請日における法務省の「協力雇用主」の登録企業:3点</p>		<p>基準日における消防団協力事業所表示制度の登録企業:10点(登録企業であって基準日において長野県消防団協力事業所等知事表彰を受賞していた場合、更に+5点)</p>	
	労働福祉	<p>(変更なし) ・基準日直前の6月1日における障がい者の法定雇用率達成者:10点 ・基準日において雇用義務のない者が障がい者を雇用:10点</p>		<p>・基準日直前の6月1日における障がい者の法定雇用率達成者:10点 ・基準日において雇用義務のない者が障がい者を雇用:10点</p>	

新客観点数の加点内容の改正（案）に対するパブリックコメント及び対応方針（案）

1 募集期間 : 平成 28 年 6 月 22 日（水）～7 月 22 日（金）

2 応募件数 : 6 件

3 パブリックコメントと県の対応方針

番号	属性	ご意見の内容	対応方針
1	その他	<ul style="list-style-type: none"> 法務省では、保護観察対象者を雇用し、生活上の指導等、職場に定着できるよう支援するなど改善更生に協力する「協力雇用主」を登録している。 公共工事の競争入札における協力雇用主に対する優遇制度を導入する地方公共団体が増えている。保護観察対象者の就労先の確保は、改善更生と再犯防止のためにも重要な課題であり、協力雇用主が雇用の受け皿として大きな役割を果たし、地域貢献等にも繋がることから、長野県保護司会連合会、長野県更生保護協力雇用主会連合会、NPO 法人長野県就労支援事業者機構は、協力雇用主に対する新客観点数の加点を要望する。 	<ul style="list-style-type: none"> 左記のご意見に加えて、本県の協力雇用主登録数は全国上位であること、県内の協力雇用主に占める建設業の割合が高いこと、更に全国的にも半数程度の道府県で加点対象としていることを踏まえて、「地域貢献」の区分に「協力雇用主の登録」を追加します。
2	建設業	<ul style="list-style-type: none"> 環境配慮の項目において、ISO9000 認証取得の廃止は理解できるが、経営事項審査で 5 点の加点が既にされている為 ISO14000 認証取得まで廃止はおかしい。せめて 5 点として ISO14000 は残してほしい。エコアクション 21 等の認証登録において（ISO14000 との加点重複なし）も残っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ISO9000 と ISO14000 は、ともに経営事項審査で加点されているため新客観点数での重複加点を解消するものです。これにより、エコアクション 21 等残る項目が含まれる区分の名称を「ISO 等認証取得」から「環境配慮」に変更しています。
3	建設業	<ul style="list-style-type: none"> 熱中症予防・処置講習済み者に加点、救急救命講習修了者に加点、配置予定技術者以外修了者で加点、AED の設置に工事成績で加点、など現場の有事に即対処できる有資格者の配置を評価されたい。 警察と連携しオレオレ詐欺や(子供)安心の家等、本社や現場事務所と協定した事業所に加点なども考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> 個々の現場での取組については、その内容に応じて工事成績評定で評価します。 防犯等への企業単位の取組は多岐にわたるため、次回以降の検討課題とさせていただきます。
4	建設業	<ul style="list-style-type: none"> 職場いきいきアドバンスカンパニー認証は大企業でないと困難と思われるため時期尚早。 「機械・運搬具」500 万円は 300 万円に減額「工具器具・備品」の残存価格は 100 万円としてほしい。災害協定や河川当番や小規模修繕 JV 構成員となるために必要な機器なので削除せず残してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> 職場いきいきアドバンスカンパニー認証については、仕事と家庭が両立できる職場環境の改善や雇用の安定対策として県が積極的に推進しており、企業の規模によらず取組をお願いするものです。 「直営能力」については、経営事項審査で加点されているため新客観点数での重複加点を解消するものです。これにより、残存価格の多少によらず一律に台数で評価することになります。
5	建設業	<ul style="list-style-type: none"> 入札制度に新客観点数を導入した制度そのものに反対。入札事務が複雑化し、工事量減少が進む中では入札制度の硬直化が進み、公平性が損なわれている。現在の長野県の建設業界に合った入札制度の構築を望む。 直営能力の廃止は除雪や災害復旧時の弱体化が懸念される。 労働環境の改正は、経営自体が立ち行かなくなるほど業界が疲弊している現状では適当ではない。 	<ul style="list-style-type: none"> 新客観点数は、経営事項審査で評価されない県工事の成績、労働環境、地域貢献等について、県内企業を対象に評価し加点する制度です。これにより、施工能力を有し、地域に貢献する企業が適切に評価されることになり、品質確保や担い手確保の観点からも必要な制度と考えています。 「直営能力」の廃止については上記 4 のとおりです。 「労働環境」で追加、拡充する項目は建設産業における労働環境を改善し、担い手を確保する観点からも必要なものと考えています。
6	建設業	<ul style="list-style-type: none"> 新客観点数はもうやめた方がよい。 27・28 入札参加資格付与通知が 3 回届いた。有資格者が多数で、書類の量も多く膨大な作業量のため担当者が間違ったのではないかと。客観点数で十分現状を反映している。廃止すれば、県も私も負担が減る。無理に難しくする必要はなく、簡単で解りやすい仕組みが一番である。 	<ul style="list-style-type: none"> 新客観点数の必要性については、上記 5 のとおりです。 事務手続については、手続の効率化、適正化を図るとともに、申請者にも解りやすい手引の作成等に努めていきます。

平成29・30年度製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る競争入札等に参加する者に必要な資格等について（案）

1 加点内容の改正（案）に対するパブリックコメントについて

製造の請負、物件の買入れ、その他の契約（建設工事の請負及び建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理の委託、森林整備業務の請負、委託を除く）に関する入札参加資格の改正内容については、特に意見はありませんでした。

2 加点内容の改正（案）

① 女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法に関する取組への配点見直し

〔内容〕 女性活躍推進法における行動計画策定（1点）
次世代育成支援対策推進法における行動計画策定等（2点⇒1点）

仕事と子育ての両立支援と平行して、女性の活躍の場の拡大への取組を進めていくため、次世代育成対策推進法の行動計画の策定等とともに女性活躍推進法における行動計画を策定する300人以下の企業（301人以上の大企業は法律で義務づけのため除外）に加点する項目の追加と点数の見直しを行います。

② 「職場いきいきアドバンスカンパニー認証」を追加

〔内容〕 職場いきいきアドバンスカンパニー認証企業（1点）
※育児・介護休暇の取得実績への加点との選択

現在加点している「社員の子育て応援宣言！」の登録企業が、非正規雇用の改善やフレックスタイム制度・在宅勤務など多様な働き方を可能とする制度の導入を行い、誰もが安定していきいきと働き続けることのできる実践的な取組を行うことにより認証される「職場いきいきアドバンスカンパニー認証（平成27年度創設）」を受けている場合、更に加点します。

3 スケジュール

	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
第1回契約審議会	★6月13日										
パブリックコメント	←6月22日~7月22日→										
第2回契約審議会				★9月8日							
県報告					★10月						
申請期間							←12月~1月→				
資格付与											★4月1日

加点内容の改正（案）

29・30年度 改正 ※網掛け部分を変更			現在の区分（27年度から実施）	
項目（配点）	区分	点数	区分	点数
品質確保（2）	ISO9000シリーズの認証取得	2	ISO9000シリーズの認証取得	2
環境に配慮した事業活動（2）	ISO14000シリーズの認証取得又はエコアクション21もしくは地域版環境プログラム（南信州いむす21等）の認証登録	2	ISO14000シリーズの認証取得又はエコアクション21もしくは地域版環境プログラム（南信州いむす21等）の認証登録	2
障がい者等の雇用促進（2）	<障がい者雇用義務のある業者> 障がい者の法定雇用率達成 <障がい者雇用義務のない業者> 障がい者の雇用	2	<障がい者雇用義務のある業者> 障がい者の法定雇用率達成 <障がい者雇用義務のない業者> 障がい者の雇用	2
男女共同参画社会の形成（4）	女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定（従業員300人以下の企業に限る）	1	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、かつ育児・介護休業法に基づく休暇等制度を就業規則に規定（従業員100人以下の企業に限る）	2
	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、かつ育児・介護休業法に基づく休暇等制度を就業規則に規定（従業員100人以下の企業に限る）	1		
	「社員の子育て応援宣言」の登録	1	「社員の子育て応援宣言」の登録	1
	申請日直前4年間に育児又は介護休業を20日以上取得した実績があること、または、「職場いきいきアドバンスカンパニー」認証企業	1	申請日直前4年間に育児又は介護休業を20日以上取得した実績があること	1
その他の社会貢献活動（4）	消防団活動協力事業所の認定	2	消防団活動協力事業所の認定	2
	「個人住民税の特別徴収」を実施していること又は次年度から実施すること	2	「個人住民税の特別徴収」を実施していること又は次年度から実施すること	2

合計 14

合計 14

平成 29・30 年度森林整備業務の一般競争入札等に
参加する者に必要な資格等について(案)

1 森林整備業務入札参加資格について

(1) 資格申請要件 (平成 15 年 2 月から試行、平成 16 年 12 月から本格実施)

- ア 資本金の額が 200 万円以上であること
- イ 成年被後見人等の登記がされていないこと
- ウ 県民税等に滞納がないこと
- エ 業務管理者・専門技術者・技術作業員 2 名以上を有すること
- オ 社会保険等に加入していること
- カ 労働安全衛生管理体制等の資格者を有すること

(2) 資格総合点数 (平成 20 年 5 月から運用)

経営規模に応じた競争を進め、自社施工の原則に立った適正な施工体制を確保し、品質に優れた森林整備が行われるよう、格付けと発注標準金額を設定

資格総合点数 = 客観的事項の総合評定値 + 新客観的事項の総合評定値

ア 客観的事項

経営事項審査の「完成工事高評点」(過去 2 年間の森林整備業務平均完成工事高による)と「技術職員の数の点数」(技術職員数による)に準じて算出

イ 新客観的事項

「経営基盤」、「直営能力」、「労働福祉」、「労働安全」、「労働災害」、「労働環境」、「信用状態」、「社会貢献」を点数化。算出された新客観的事項の総合評定値は、客観的事項の総合評定値の 20%を限度として加算

2 格付別点数及び発注標準金額

区分	資格総合 点数	間伐及び除伐等選木を必要とする作業を主体とする業務				左に掲げる もの以外 すべて
		800 万円以上	500 万円以上 800 万円未満	100 万円以上 500 万円未満	100 万円未満	
H27・ 28 年度	A	730 点以上				区分 なし
	B	595 点以上 730 点未満				
	C	595 点未満				

森林整備業務における資格総合点数の改正(案)

＜客観的事項＞		
総合評定値の算出	「完成工事高評点」×0.3+「技術職員の数の点数」×0.7	
完成工事高評点 (森林整備工事実績)	資格審査基準日の属する営業年度の直前の 2 年分の平均金額により評点算出テーブルから算出する。 ※1 県と国(国有林)及び林業公社(受注希望型競争入札による発注に限る)の発注した森林整備業務 ※2 元請金額と県発注に係る下請金額×0.5を合計した完成工事高	
技術職員の数の点数	資格審査基準日における技術職員数値により評点算出テーブルから算出する。 ※1 技術職員数値=専門技術者数×5+その他技術者数×1	
＜新客観的事項＞		
客観的事項の総合評定値の 20%を限度として加算		
経営基盤	・林業労働力確保促進法による認定事業体:20点	
直営能力	・林業機械の種別に応じて所有及びリースに加算 集材機・トラクタ・林内作業車・自走式搬器・グラブプル:3点/台 高性能林業機械:5点/台 リース物件は契約期間が2年以上のものに限る 本項目全体で上限30点	
労働福祉	・中退共、林退共、特定退職金共済又は建退共に加入している場合:20点 ・過去2年間に技術職員を新規雇用した場合:5点 (ただし、基準日現在在職する通年雇用者に限る)	
労働安全	・林災協に加入している場合:20点 ・振動病に係る特殊健康診断を受診させている場合:20点	
労働災害	・資格審査基準日の直前2年間に於いて4日以上休む労災を起こした場合、人数×-10点、死亡は×-50点	
労働環境	追加 ・資格審査基準日において「週休2日」等の休業制度が就業規則に規定されている企業 4週5休(又は年間休日82日~93日):3点 4週6休(又は年間休日94日~119日):5点 4週8休(又は年間休日120日以上):10点	
信用状態	・資格審査基準日の直前2年間に於いて指名停止を受けた場合、月数×-10点(月数は切り上げ)	
社会貢献	・申請日における「個人住民税特別徴収」の実施企業:10点	

当該資料は、審議会のご意見を踏まえ、一部修正して掲載

受注希望型競争入札の実施状況について

<平成28年6月末現在>

資料 3-1

技術管理室

受注希望型競争入札の状況

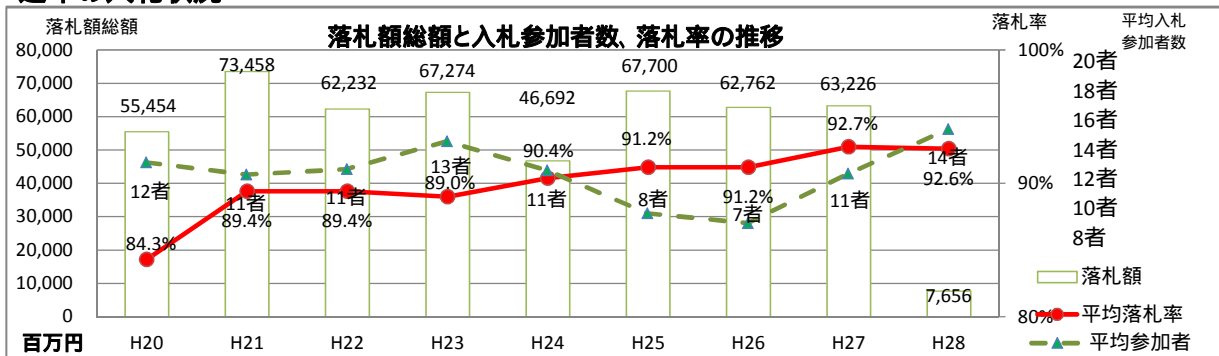
1 建設工事（環境部・農政部・林務部・建設部・企業局）

(1) 平成27・28年度の状況

注) 集計は、開札日を基準としている。(森林整備を除く)

区分	開札合計 (件)	応札なし	不調	契約	平均参加者数(者)	平均落札率(%)		
平成27年度	失格基準 価格	4月	99	1	6	92	9.3	93.1
		5月	58	1	5	52	15.7	92.9
		6月	139	2	6	131	12.5	92.8
	2億円未満 87.5 ~ 92.5%	7月	205	0	6	199	11.4	92.7
		8月	167	4	3	160	10.1	92.8
		9月	310	8	11	291	9.6	92.6
	2億円以上 82.5 ~ 87.5%	10月	203	13	12	178	8.1	93.0
		11月	150	7	8	135	8.6	93.2
		12月	147	1	11	135	9.7	92.3
		1月	135	5	4	126	12.7	92.5
		2月	165	0	3	162	11.4	92.6
		3月	131	1	2	128	15.0	92.7
	合計	1,909	43	77	1,789	10.8	92.7	
平成28年度	失格基準 価格	4月	28	0	0	28	13.8	93.3
		5月	40	0	1	39	16.2	92.7
		6月	156	0	6	150	13.6	92.4
	2億円未満 87.5 ~ 92.5%	7月						
		8月						
		9月						
	2億円以上 82.5 ~ 87.5%	10月						
		11月						
		12月						
		1月						
		2月						
		3月						
	合計	224	0	7	217	14.1	92.6	

(2) 近年の入札状況



(3) 地域別(10ブロック)の動向

	佐久	上小	諏訪	上伊那	下伊那	木曾	松本	北安曇	長野	北信	全県
平均参加者数(者)	18.9	9.2	10.3	8.6	18.8	4.1	7.4	7.6	21.4	16.2	14.1
平均落札率(%)	92.1	92.2	92.7	91.5	92.4	97.0	92.7	93.7	92.2	92.3	92.6
地元受注率(件数)(%)	94.0	47.0	83.0	57.0	97.0	88.0	89.0	100.0	100.0	77.0	88.0
地元受注率(金額)(%)	85.0	38.0	85.0	25.0	99.0	78.0	69.0	100.0	100.0	86.0	85.0

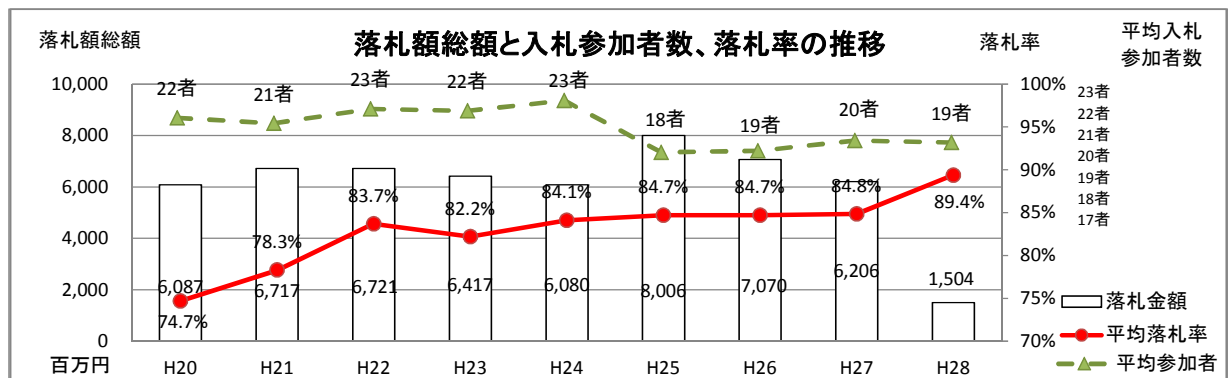
2 委託業務（環境部・農政部・林務部・建設部・企業局）

(1) 平成27・28年度の状況

注) 集計は、開札日を基準としている。(森林整備を除く)

区 分		開札合計 (件)	開札結果			平均参加者数(者)	平均落札率(%)		
			応札なし	不調	契約				
平成 27 年度	失格基準 価格 80～85%	4月	50	1	1	48	14.9	85.3	
		5月	68	0	0	68	17.0	84.7	
		6月	110	0	1	109	21.2	85.0	
		7月	191	0	0	191	22.0	85.0	
		8月	165	0	0	165	20.0	84.6	
		9月	187	0	0	187	18.6	85.0	
		10月	137	0	1	136	19.4	84.6	
		11月	114	0	0	114	20.3	84.8	
		12月	140	1	0	139	19.5	84.5	
		1月	120	0	3	117	18.5	84.9	
		2月	57	0	0	57	18.1	85.5	
		3月	39	0	0	39	17.7	84.7	
合 計		1,378	2	6	1,370	19.5	84.8		
平成 28 年度	失格基準 価格 85～90%	4月	47	0	0	47	13.4	88.6	
		5月	73	0	1	72	17.9	89.2	
		6月	157	0	1	156	21.8	89.7	
		7月							
		8月							
		9月							
		10月							
		11月							
		12月							
		1月							
		2月							
		3月							
合 計		277	0	2	275	19.3	89.4		

(2) 近年の入札状況



(3) 地域別（10ブロック）の動向

	佐久	上小	諏訪	上伊那	下伊那	木曾	松本	北安曇	長野	北信	全県
平均参加者数(者)	21.0	17.0	15.9	17.5	22.5	27.2	19.6	16.7	19.7	18.0	19.3
平均落札率(%)	89.5	88.5	89.4	89.6	89.1	90.0	90.0	90.0	89.0	89.2	89.4

II 総合評価落札方式の状況

1 これまでの実施件数

(単位：件)

区分	平成16～25年度 (～H20試行)	平成26年度	平成27年度	小計	平成28年度	備考	
工事	技術等提案型	33	5	5	43	0	
	簡易型	4,495	412	387	5,294	40	
	計	4,528	417	392	5,337	40	
委託業務	技術等提案型	50	5	4	59	1	技術等提案Ⅱ型を含む
	簡易型	1,737	226	207	2,170	41	
	計	1,787	231	211	2,229	42	
合計	6,315	648	603	7,566	82		

2 工事の状況

(1) 実施状況

(単位：件)

予定価格(税込)	～1500万円	1500～ 3000万	3000～ 5000万	5000～ 8000万	8000万円 ～2億	2億円以上	工事計	備考	
H27年度	総合評価落札方式(A)	3	51	101	101	103	33	392	2億円以上の34件のうち5件は技術等提案型
	長野県発注工事数(B)	839	508	264	162	109	34	1,916	
	実施率(A/B)	0.4%	10.0%	38.3%	62.3%	94.5%	97.1%	20.5%	
H28年度	総合評価落札方式(A)	3	9	8	8	8	4	40	
	長野県発注工事数(B)	85	69	39	18	10	4	225	
	実施率(A/B)	3.5%	13.0%	20.5%	44.4%	80.0%	100.0%	17.8%	

※長野県発注工事数(B)：長野県が発注した建設工事のうち受注希望型競争入札・参加希望型競争入札の工事件数

(2) 「工事成績等簡易型」の実施状況

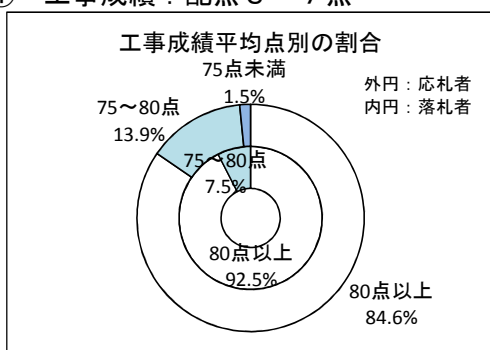
区分	契約(件)	平均落札額(千円)	平均落札率(%)	逆転した案件の集計					
				逆転件数	逆転件数率(%)	最大逆転金額(千円)	平均逆転金額(千円)	逆転金額率(%)	価格1位者の平均応札率(%)
H16～27	5,294	54,180	88.3	2,294	43.3	22,900	200	0.8	87.0
H28	40	93,360	92.8	16	40.0	5,000	210	0.4	92.6

※逆転件数：価格点2位以下の者が、総合評価点で逆転し落札者となった件数

※逆転金額率：逆転した各案件の「逆転金額/予定価格」を単純平均して求めたもの

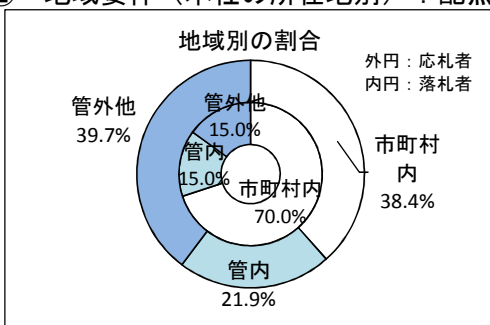
(3) 「建設工事」に係る価格以外の主な評価項目の状況

① 工事成績：配点3～7点



○ 工事成績平均点80点以上の企業の割合は応札者全体では84.6%となっており、落札者では92.5%となっています。

② 地域要件(本社の所在地別)：配点1～2点



○ 地域要件を評価項目に設定した案件は、40件中、40件(100%)です。

○ 工事箇所と同一市町村内に本社がある者の割合は応札者全体では38.4%となっており、落札者では70%となっています。

※管内：10ブロック(地方事務所の管内)

※管外他：管外に本社がある者又は地域要件を評価項目に設定しない案件に応札した者

3 委託業務の状況

(1) 実施状況

(単位：件)

区分	総合評価 落札方式 (A)	受注希望型 全体 (B)	実施率 (A/B)	備考	
発注件数	H27	211	1,088	19.4%	(A)のうち4件は技術提案Ⅱ型
	H28	42	219	19.2%	(A)のうち1件は技術提案Ⅱ型

※ 受注希望型全体 (B) の対象業務は、予定価格200万円以上の業務

(2) 「技術者実績等簡易型」の実施状況

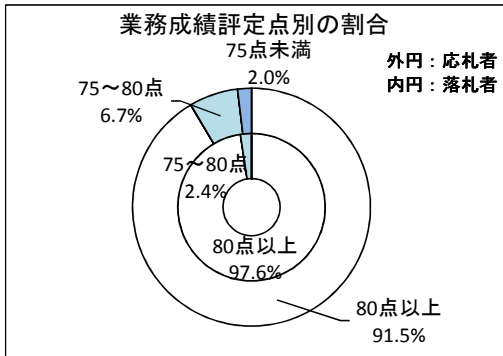
区分	契約 (件)	平均落札額 (千円)	平均 落札率 (%)	逆転した案件の集計					
				逆転 件数	逆転件数率 (%)	最大逆転 金額 (千円)	平均逆転 金額 (千円)	逆転 金額率 (%)	価格1位者 の平均応札 率 (%)
H18～27	2,170	6,463	81.5	1,024	47.2	8,484	56	0.6	81.2
H28	41	13,280	89.2	16	39.0	210	30	0.3	89.1

※ 逆転件数：価格点2位以下の者が、総合評価点で逆転し落札者となった件数

※ 逆転金額率：逆転した各案件の「逆転金額/予定価格」を単純平均して求めたもの

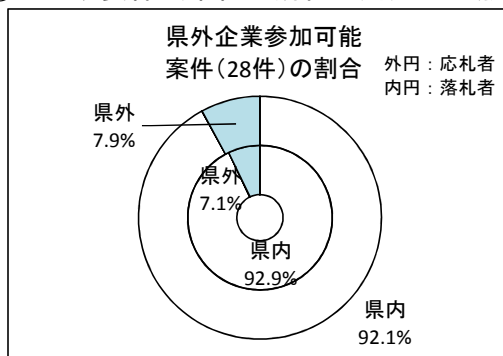
(3) 「委託業務」に係る価格以外の主な評価項目の状況

① 業務成績：配点6点



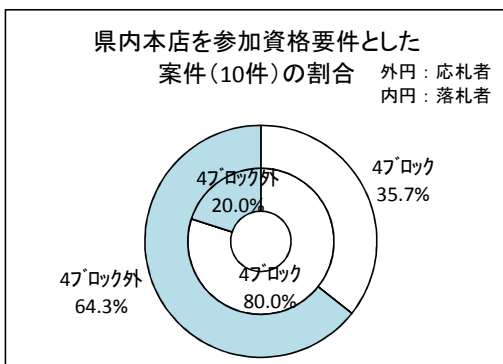
○ 業務成績平均点80点以上の企業の割合は応札者全体で91.5%となっており、落札者では97.6%となっています。

② 地域要件（本社の所在地別）：配点1.5点



○ 地域要件を評価項目に設定した案件は、41件中、38件 (92.7%) です。

○ 県外企業が参加できる案件では、県内企業が応札者全体の92.1%に対し、落札者では92.9%となっています。



○ 県内本店を参加資格要件とした案件では、4ブロック内企業が応札者全体の35.7%に対し、落札者では80%となっています。

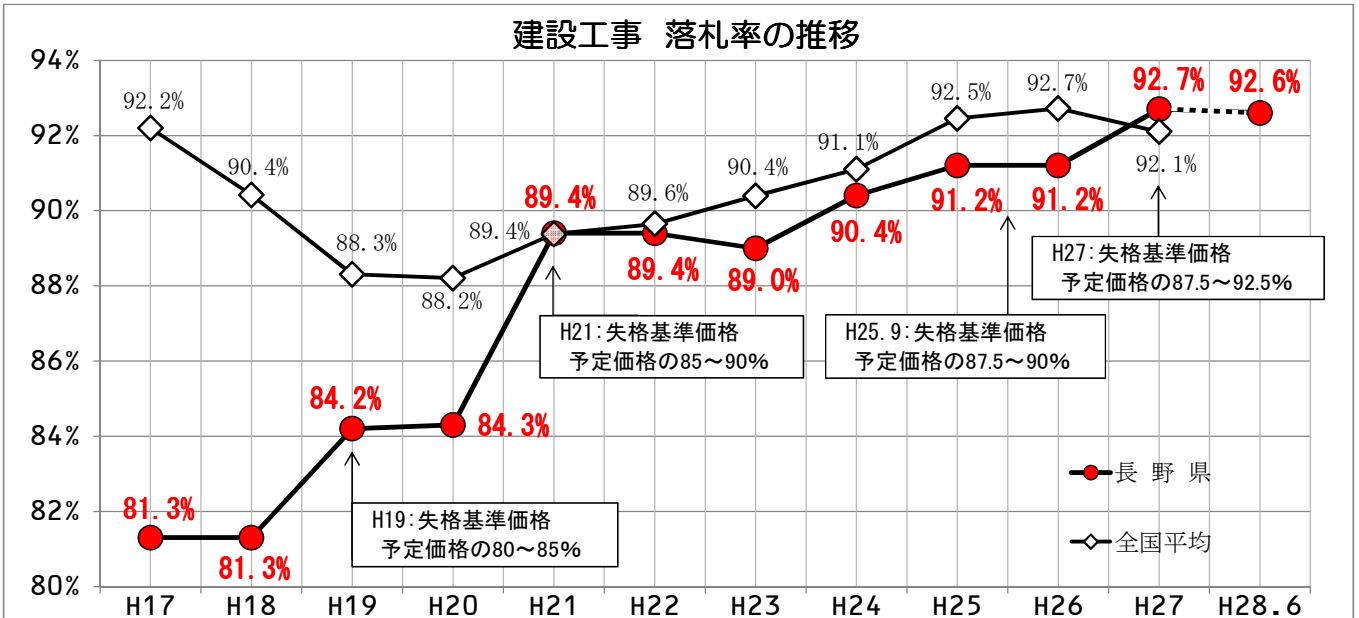
※ 4ブロック：東信、南信、中信、北信の各ブロック

長野県・全国の落札率の推移

建設部 技術管理室

1. 建設工事

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28.6
長野県	81.3%	81.3%	84.2%	84.3%	89.4%	89.4%	89.0%	90.4%	91.2%	91.2%	92.7%	92.6%
全国平均	92.2%	90.4%	88.3%	88.2%	89.4%	89.6%	90.4%	91.1%	92.5%	92.7%	92.1%	

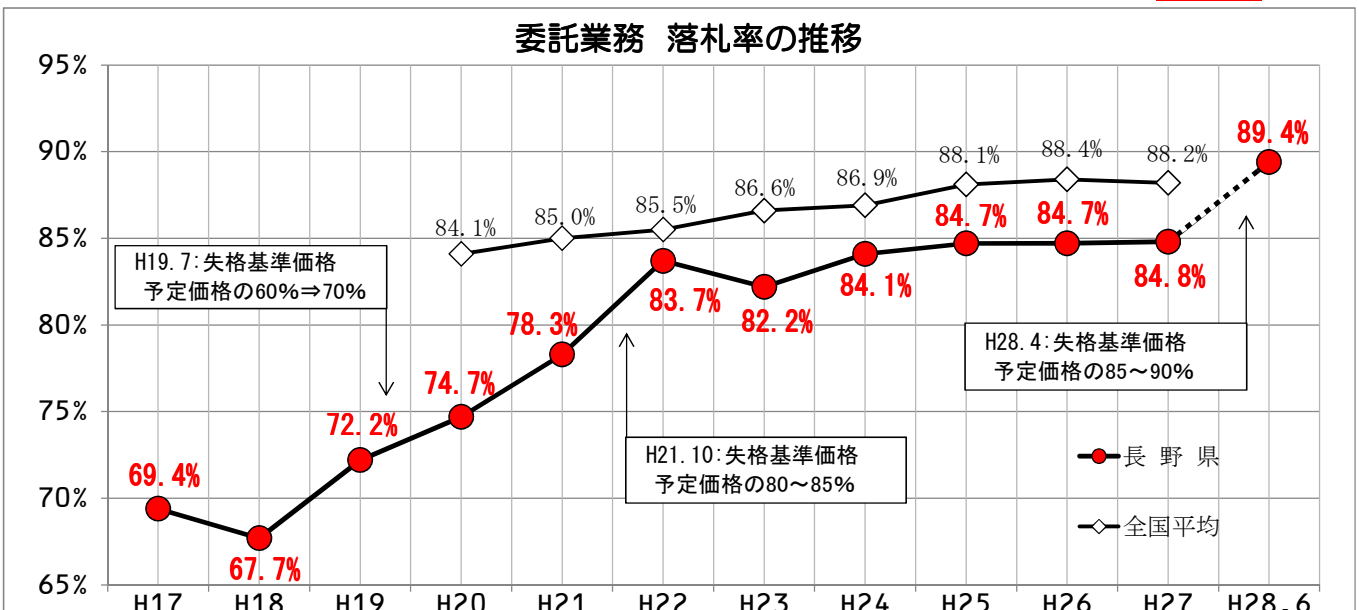


※ H25までの他県の数値は「入札契約適正化法に基づく実施状況調査の結果について（国土交通省、総務省、財務省調べ）」による。

※ H26年度は鳥取県調べ、H27年度は長野県調べによる。

2. 委託業務

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28.6
長野県	69.4%	67.7%	72.2%	74.7%	78.3%	83.7%	82.2%	84.1%	84.7%	84.7%	84.8%	89.4%
全国平均				84.1%	85.0%	85.5%	86.6%	86.9%	88.1%	88.4%	88.2%	



※ H25年度までは宮城県調べ、H26年度からは長野県調べによる。

物品購入、製造請負（印刷等）の入札等の実施状況

契約・検査課

区分	平成27年度					平成26年度					
	件数 (前年比)	金額 (前年比)	金額 構成比	平均 落札率	平均 応札者数	件数 (前年比)	金額 (前年比)	金額 構成比	平均 落札率	平均 応札者数	
物品購入	2,367 (96.5%)	3,344,070 (90.6%)	94.5%	85.8%	2.6	2,452 (104.0%)	3,692,309 (87.8%)	93.9%	83.3%	2.6	
契約方法	一般競争入札	242 (72.9%)	2,696,477 (90.1%)	80.6%	86.9%	2.5	332 (98.5%)	2,991,897 (85.1%)	81.0%	89.4%	2.3
	公募型 見積合わせ	2,125 (100.2%)	647,592 (92.5%)	19.4%	81.5%	2.6	2,120 (105.0%)	700,412 (102.0%)	19.0%	82.3%	2.6
受注者	県内本店	2,187 (97.1%)	2,805,616 (93.7%)	83.9%	85.3%	2.6	2,253 (104.1%)	2,992,761 (84.3%)	81.1%	83.2%	2.6
	県外本店	180 (90.5%)	538,453 (77.0%)	16.1%	88.3%	2.4	199 (103.1%)	699,548 (107.0%)	18.9%	83.9%	2.3
	うち県内支店なし	19	179,778	5.4%	94.6%	1.5	15	206,262	5.6%	88.2%	1.3
印刷	442 (92.5%)	149,370 (87.0%)	4.2%	77.5%	3.0	478 (108.4%)	171,631 (112.3%)	4.4%	69.5%	2.9	
契約方法	一般競争入札	7 (77.8%)	51,074 (93.8%)	34.2%	92.7%	1.9	9 (90.0%)	54,443 (91.9%)	31.7%	90.9%	2.3
	公募型 見積合わせ	435 (92.8%)	98,296 (83.9%)	65.8%	71.4%	3.0	469 (108.8%)	117,188 (125.1%)	68.3%	69.1%	2.9
受注者	県内本店	429 (93.1%)	133,124 (84.3%)	89.1%	76.2%	3.0	461 (109.2%)	157,970 (111.2%)	92.0%	68.8%	3.0
	県外本店	13 (76.5%)	16,247 (118.9%)	10.9%	89.7%	1.2	17 (89.5%)	13,661 (126.9%)	8.0%	88.4%	1.1
	うち県内支店なし	1	1,053	0.7%	95.5%	3.0	1	1,011	0.6%	91.6%	2.0
印刷以外の製造請負	98 (89.1%)	44,624 (66.7%)	1.3%	81.3%	2.2	110 (150.7%)	66,853 (146.9%)	1.7%	76.9%	2.4	
契約方法	一般競争入札	2 (50.0%)	14,193 (50.0%)	31.8%	95.4%	1.0	4 (133.3%)	28,414 (112.8%)	42.5%	77.3%	1.8
	公募型 見積合わせ	96 (90.6%)	30,430 (79.2%)	68.2%	76.1%	2.3	106 (151.4%)	38,439 (189.3%)	57.5%	76.9%	2.4
受注者	県内本店	84 (94.4%)	35,002 (75.3%)	78.4%	79.4%	2.3	89 (150.8%)	46,508 (116.7%)	69.6%	74.9%	2.5
	県外本店	14 (66.7%)	9,622 (47.3%)	21.6%	88.8%	1.6	21 (150.0%)	20,345 (359.8%)	30.4%	85.5%	2.0
	うち県内支店なし	1	238	0.5%	100.0%	1.0	3	12,364	18.5%	94.9%	1.0
合計	2,907 (95.6%)	3,538,064 (90.0%)	100.0%	85.3%	2.7	3,040 (105.9%)	3,930,793 (89.3%)	100.0%	80.9%	2.6	
契約方法	一般競争入札	251 (72.8%)	2,761,745 (89.8%)	78.1%	87.0%	2.5	345 (98.6%)	3,074,754 (85.4%)	78.2%	89.3%	2.3
	公募型 見積合わせ	2,656 (98.6%)	776,319 (90.7%)	21.9%	79.8%	2.7	2,695 (106.9%)	856,039 (106.9%)	21.8%	79.8%	2.6
受注者	県内本店	2,700 (96.3%)	2,973,742 (93.0%)	84.0%	84.8%	2.7	2,803 (106.0%)	3,197,239 (85.7%)	81.3%	80.6%	2.6
	県外本店	207 (87.3%)	564,322 (76.9%)	16.0%	88.4%	2.3	237 (104.9%)	733,554 (109.4%)	18.7%	84.3%	2.2
	うち県内支店なし	21	181,069	5.1%	94.6%	1.5	19	219,637	5.6%	89.4%	1.3

業務委託契約のうち施設維持管理業務の実施状況

1 件数、金額、落札率等

(1) 平成27年度

区分	平成27年度							
	件数	件数構成比	金額	金額構成比	最低落札率	平均落札率	最高落札率	平均応札者数
施設維持管理業務合計	1,159	100.0	6,554,194	100.0	-	90.6	-	2.4
契約方法	一般競争入札	301	26.0	4,887,519	74.6	/	88.5	2.5
	指名競争入札	16	1.4	17,926	0.3		97.5	3.8
	随意契約	842	72.6	1,648,749	25.2		91.1	2.3
受注者	県内本店	799	68.9	1,140,646	17.4	90.5	2.5	
	県外本店	360	31.1	5,413,548	82.6	90.7	2.1	
	うち県内に支店、営業所なし	(58)	(5.0)	(3,363,105)	(51.3)	(94.5)	(1.3)	

上記のうち清掃業務及び警備業務の契約状況

区分	平成27年度							
	件数	件数構成比	金額	金額構成比	最低落札率	平均落札率	最高落札率	平均応札者数
清掃業務	98	8.5	263,624	4.0	35.4	86.1	100.0	3.3
契約方法	一般競争入札	39	39.8	234,303	88.9	49.0	80.7	5.0
	指名競争入札	2	2.0	3,780	1.4	96.6	98.0	6.0
	随意契約	57	58.2	25,541	9.7	35.4	89.4	2.1
受注者	県内本店	94	95.9	228,306	86.6	35.4	86.8	3.3
	県外本店	4	4.1	35,319	13.4	49.0	69.8	4.8
	うち県内に支店、営業所なし	(0)	(0.0)	(0)	(0.0)	-	-	-
警備業務	84	7.2	307,097	4.7	36.1	91.5	100.0	3.4
契約方法	一般競争入札	51	60.7	298,381	97.2	38.1	90.6	3.4
	指名競争入札	3	3.6	1,959	0.6	98.1	99.4	4.3
	随意契約	30	35.7	6,757	2.2	36.1	92.2	3.3
受注者	県内本店	48	57.1	238,919	77.8	36.1	92.2	3.1
	県外本店	36	42.9	68,178	22.2	49.0	90.6	3.8
	うち県内に支店、営業所なし	(0)	(0.0)	(0)	(0.0)	-	-	-

(2) 平成26年度

区分	平成26年度							
	件数	件数構成比	金額	金額構成比	最低落札率	平均落札率	最高落札率	平均応札者数
施設維持管理業務合計	1,075	100.0	4,220,391	100.0	-	90.1	-	2.5
契約方法	一般競争入札	235	21.9	1,119,771	26.5	/	84.1	2.9
	指名競争入札	14	1.3	19,889	0.5		94.7	4.6
	随意契約	826	76.8	3,080,730	73.0		91.7	2.3
受注者	県内本店	749	69.7	2,810,256	66.6	90.1	2.7	
	県外本店	326	30.3	1,410,134	33.4	90.2	2.2	
	うち県内に支店、営業所なし	(51)	(4.7)	(277,303)	(6.6)	(93.4)	(1.4)	

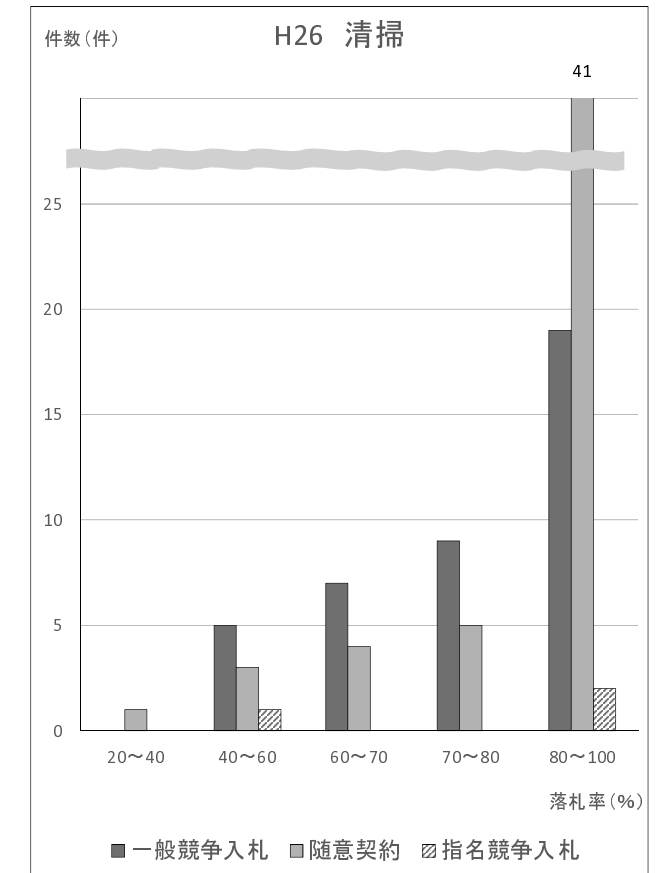
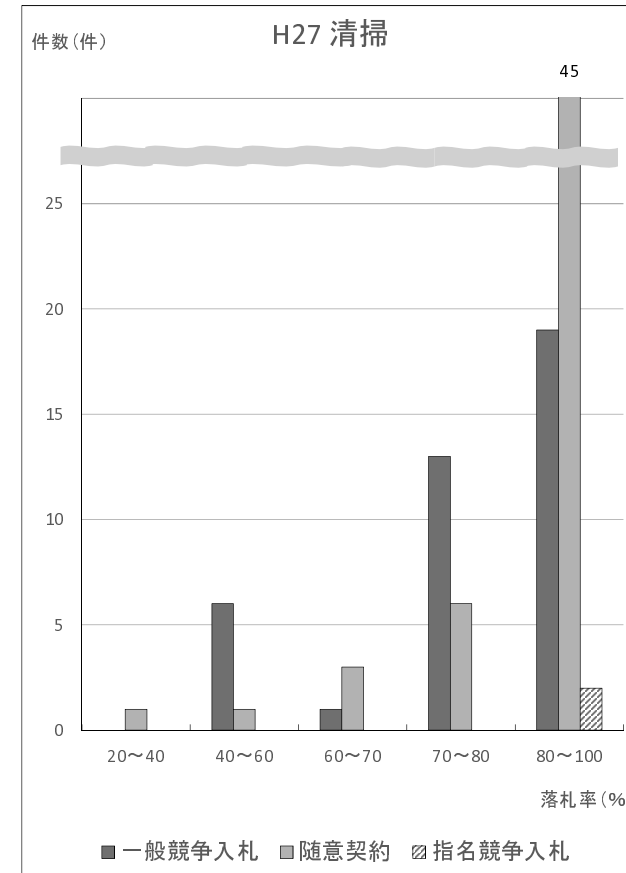
上記のうち清掃業務及び警備業務の契約状況

区分	平成26年度							
	件数	件数構成比	金額	金額構成比	最低落札率	平均落札率	最高落札率	平均応札者数
清掃業務	97	9.0	265,791	6.3	33.0	84.0	100.0	3.8
契約方法	一般競争入札	40	41.2	238,363	89.7	50.6	79.3	6.1
	指名競争入札	3	3.1	4,644	1.7	58.6	84.6	4.7
	随意契約	54	55.7	22,784	8.6	33.0	87.4	2.1
受注者	県内本店	94	96.9	261,544	98.4	33.0	84.4	3.8
	県外本店	3	3.1	4,247	1.6	54.4	71.0	3.7
	うち県内に支店、営業所なし	(0)	(0.0)	(0)	(0.0)	-	-	-
警備業務	82	7.6	224,029	5.3	24.5	89.2	100.0	3.4
契約方法	一般競争入札	48	58.5	215,921	96.4	24.5	86.1	3.5
	指名競争入札	3	3.7	1,617	0.7	96.0	98.0	4.0
	随意契約	31	37.8	6,492	2.9	36.0	93.1	3.3
受注者	県内本店	47	57.3	158,507	70.8	36.0	89.9	3.2
	県外本店	35	42.7	65,522	29.2	24.5	88.3	3.7
	うち県内に支店、営業所なし	(0)	(0.0)	(0)	(0.0)	-	-	-

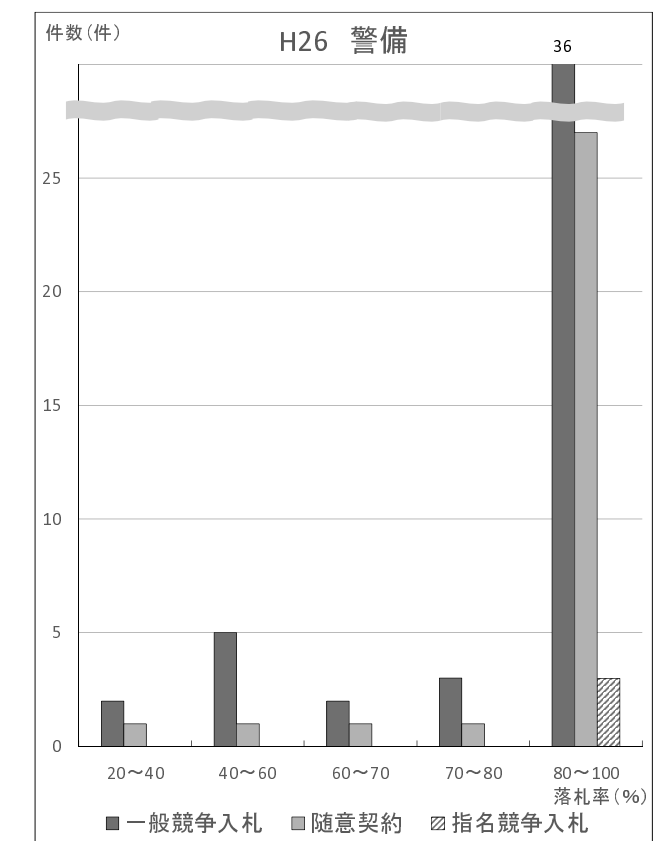
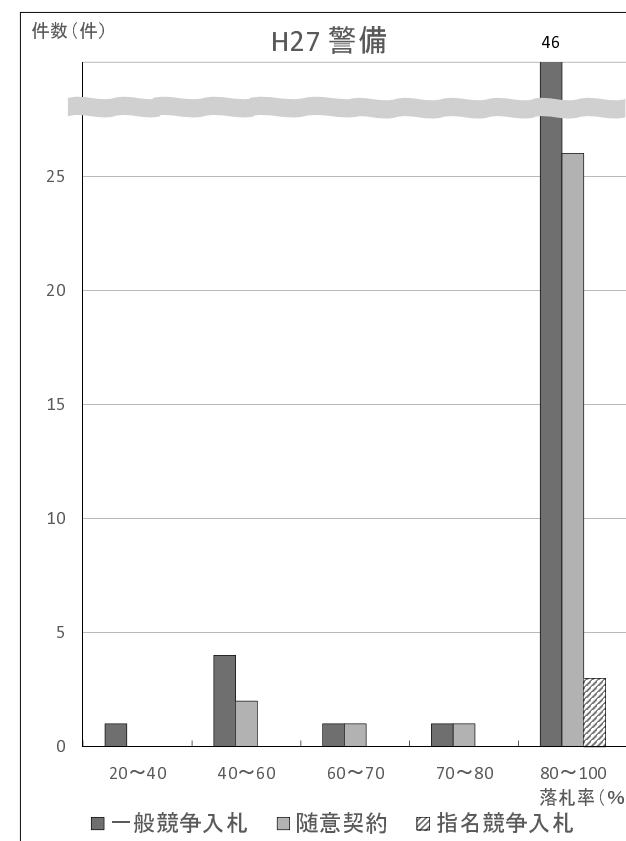
※「件数」には、各年度より前に契約を行い、契約期間が各年度に及ぶものを含む。
 「金額」は、債務負担行為額を含めた契約当初の契約総額。
 ただし、①2年度以上にわたる長期継続契約については、各年度の当初契約額
 ②「1kg当たり〇〇円」というような形式で行われる単価契約については、当初契約単価×年間予定数量の金額

2 落札率分布

(1) 清掃業務



(2) 警備業務



企業局における新たな発注方法の取り組みについて（案）

【配水池等不断水清掃における最低制限価格制度の導入】

企業局水道事業課

取組方針

18 庁舎等の清掃業務及び警備業務などの「その他の契約」において、一般競争入札に係る最低制限価格制度又は低入札価格調査制度を導入、拡大する。

1 目的

県企業局が所管する配水池等の水道施設の潜水土清掃工法による不断水清掃業務において、適正な履行が通常見込まれない金額での契約の防止を図ることにより、適正な利潤確保による受注企業の育成と、確実な業務遂行による「県民福祉の増進」という地方公営企業法で規定する企業局の役割を果たす。

2 概要

配水池等の水道施設における不断水清掃業務は、水道事業独自の業務であるため、最低制限価格制度実施要綱に準じ、企業局で要領を定め、実施する。

3 対象となる業務

入札による配水池等の水道施設の潜水土清掃工法による不断水清掃業務

4 算定方法

予定価格及び最低制限価格の設定は以下のとおりとする。

○ 予定価格の算定

水道施設維持管理等業務委託積算要領案（（社）日本水道協会）に基づき積算を行い、労務単価は最新の県建設部実施設計単価を適用し、特殊な業務、機材は見積り価格により設定する。

○ 最低制限価格の設定

積算体系は、予定価格の算定と同じ基準とし、労務単価と見積りによる項目は、庁舎の設備管理業務の最低制限価格算定基準の算出方法を参考とし、一定比率を低減し実施設計単価と置き換える。

○ 最低制限価格の範囲

最低制限価格（税抜き）が、予定価格（税抜き）の10分の6に満たないとき、又は10分の8を超えるときは、それぞれ予定価格（税抜き）の10分の6又は10分の8とする。

5 適用時期

平成 28 年度の対象案件から実施する。

当該報告案件は、審議会のご意見を踏まえ、次回審議会で説明予定

清掃業務、警備業務、設備管理業務における賃金実態調査について

取組方針

76 庁舎等の清掃業務及び警備業務において、適正な賃金水準を確保するため、実態調査を実施し、最低制限価格又は低入札価格調査制度を導入、拡大する。

1 目的

平成 28 年度の清掃業務、警備業務、設備管理業務の賃金実態等を調査し、より適切な最低制限価格の設定を研究するための基礎資料とする。

2 調査対象業務

競争入札による予定価格 100 万円以上の平成 28 年度の清掃業務（31 施設）、清掃と設備管理合併発注業務（11 施設）、警備業務（16 施設）の委託

3 調査結果の概要

(1) 調査期間

平成 28 年 5 月分（5 月 31 日を含む 1 か月間）を対象に調査

(2) 回答状況

(件)

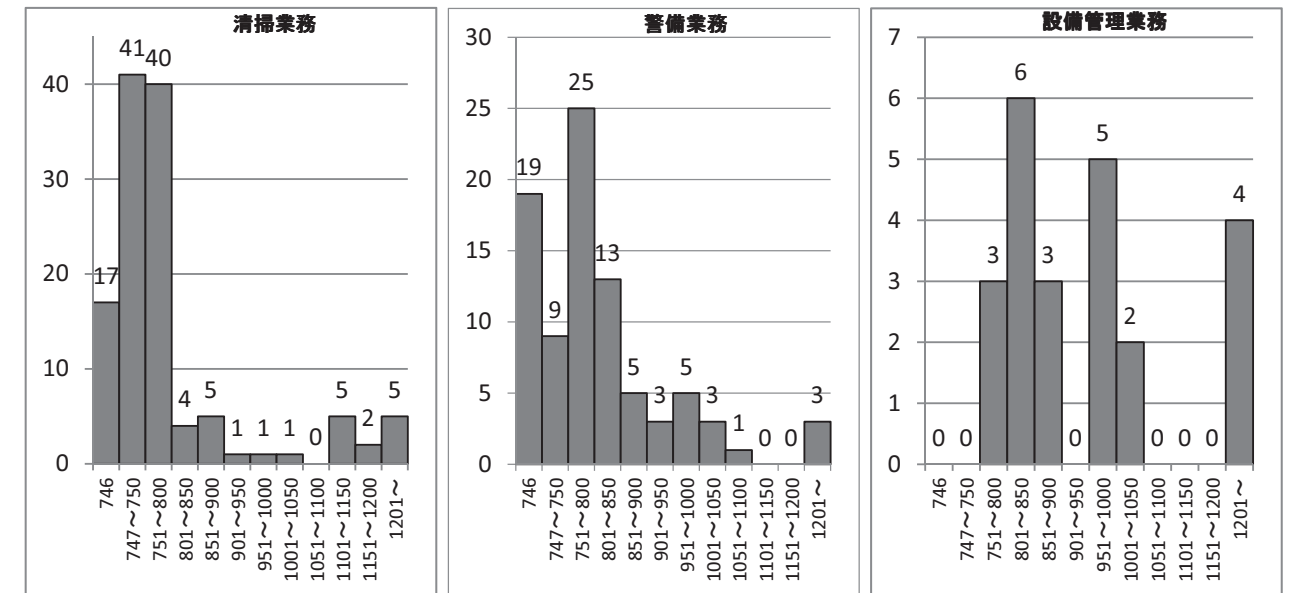
	調査依頼数	回答数	有効回答数	無回答数	集計不能数
清掃業務	42	40	40	2	0
警備業務	16	15	15	1	0
設備管理業務	11	11	11	0	0

(3) 賃金実態調査の結果

	対象労働者数	平均年齢	平均勤続年数	主な就業形態	主な給与形態	平均労働時間	平均賃金(基本給)
清掃員全体	122 人	58.4 歳	4.1 年	非正規社員 (87%)	時間給 (85%)	5.4 時間/日	829 円/時間
警備員全体	86 人	51.7 歳	6.7 年	正規社員 (51%)	時間給 (69%)	10.0 時間/日	835 円/時間
設備管理員全体	23 人	66.5 歳	4.0 年	非正規社員 (91%)	日給 (68%)	7.9 時間/日	976 円/時間

契約・検査課

(4) 賃金分布状況



(5) 職種別*平均賃金(基本給相当)

	清掃員 A	清掃員 B	清掃員 C
	21 人 (17%) 1,000 円/時間	51 人 (42%) 860 円/時間	50 人 (41%) 787/時間
	警備員 A	警備員 B	警備員 C
	9 人 (10%) 899 円/時間	18 人 (21%) 836 円/時間	59 人 (69%) 826 円/時間
	保全技師補	保全技術員	保全技術員補
	4 人 (17%) 1,278 円/時間	12 人 (52%) 901 円/時間	7 人 (31%) 928 円/時間

*は別添の区分を参考に分類

(6) 就業形態別平均賃金(基本給相当)

	正規社員	非正規社員	備考
清掃業務	16 人 (13%) 1,177 円/時間	106 人 (87%) 777 円/時間	
警備業務	44 人 (51%) 846 円/時間	42 人 (49%) 825 円/時間	
設備管理業務	2 人 (9%) 1,166 円/時間	21 人 (91%) 958 円/時間	

(別添)

(参考：「建築保全業務積算要領」より抜粋)

表 2.1 技術者区分

区分	技能・実務経験等
保全技師Ⅰ	受変電設備、自家発電設備又は昇降機（以下「受変電設備等」という）の点検整備業務について、高度な技術力及び判断力並びに作業の指導等の総合的な技能を有し、実務経験 15 年以上程度の者
保全技師Ⅱ	受変電設備等以外の設備の点検整備業務について、高度な技術力及び判断力並びに作業の指導等の総合的な技能を有し、実務経験 15 年以上程度の者
保全技師Ⅲ	建築業務について作業の内容判断ができる技術力及び必要な技能を有し、一級建築士資格取得後、実務経験 3 年以上若しくは二級建築士資格取得後、実務経験 5 年以上程度の者又は建築系大学卒業後実務経験 8 年以上程度の者
保全技師補	(1) 設備の点検整備業務について、作業の内容判断ができる技術力及び必要な技能を有し、実務経験 10 年以上 15 年未満程度の者 (2) 運転・監視及び日常的な点検保守業務について、高度な技術力及び判断力並びに作業の指導等の総合的な技能を有し、実務経験 10 年以上程度の者
保全技術員	(1) 設備の点検整備業務について、保全技師又は保全技師補の指示に従って作業を行う能力を有し、実務経験 5 年以上 10 年未満程度の者 (2) 運転・監視及び日常的な点検保守業務について、作業の内容判断ができる技術力及び必要な技能を有し、実務経験 5 年以上 10 年未満程度の者
保全技術員補	(1) 設備の点検整備業務について、保全技術員の指示に従って作業を行う能力を有し、実務経験 5 年未満程度の者 (2) 運転・監視及び日常的な点検保守業務について、保全技術員の指示に従って作業を行う能力を有し、実務経験 5 年未満程度の者
清掃員 A	ビルクリーニング技能士の資格を有する者又は清掃業務について作業の内容判断ができる技術力及び作業の指導等の総合的な技能を有し、実務経験 6 年以上程度の者
清掃員 B	清掃業務について、作業の内容判断ができる技術力及び必要な技能を有し、実務経験 3 年以上 6 年未満程度の者
清掃員 C	清掃業務について、清掃員 A 又は清掃員 B の指示に従って作業を行う能力を有し、実務経験 3 年未満程度の者
警備員 A	施設警備 1 級の検定資格を有する者、若しくは警備業務について、高度な技術力及び判断力並びに作業の指導等の総合的な技能を有し、実務経験 6 年以上程度の者
警備員 B	施設警備 2 級の検定資格を有する者、若しくは警備業務について、作業の内容判断ができる技術力及び必要な技能を有し、実務経験 3 年以上 6 年未満程度の者
警備員 C	警備業務について、警備員 A 又は警備員 B の指示に従って作業を行う能力を有し、実務経験 3 年未満程度の者

平成 27 年度 週休 2 日を確保するモデル工事について (中間報告)

1 目的

モデル工事を通じ、建設現場における週休 2 日の取組を発注時点から促し、その取組実績に応じて工事成績を評価することで意欲を増進させ、普及に努める。

また、現場に携わった方の声を聞き、建設業の労働環境を改善するための支援策を見出していく。



モデル工事の掲示板と実施状況

2 取組内容

- 入札契約 ↓ モデル工事であることを入札公告に明示
対象期間は着手日からしゅん工日まで
- 施工協議 ↓ 受注者は週休 2 日を確保した工程を発注者に協議
発注者は必要に応じて工期を変更
- 現場着手 ↓ 受注者は工事現場にモデル工事であることを記載した掲示板を設置
発注者は工程調整に協力し、ワンデーレスポンス等を徹底
↓ 定めた休工日をやむを得ない理由で作業日とする場合は、振替休日を協議
- しゅん工 ↓ 下請を含む技術者・作業員及び発注者を対象としたアンケートを実施
取組状況に応じて工事成績評価(創意工夫、社会性等)を加点(減点評価はしない)

3 実施状況

部局別	対象工事数	工種別	対象工事数	請負額別	対象工事数
建設部土木系	20 (20)	土木一式	20	1,500 万円未満	10
建設部建築系	1 (1)	とび・土工	12	1,500 万円以上 3,000 万円未満	15
農政部	5 (5)	ほ装	3	3,000 万円以上 8,000 万円未満	9
林務部	10 (9)	建築一式	1	8,000 万円以上	2
計	36 (35)	計	36	計	36

() は週休 2 日に取組んだ・取組んでいる現場数

4 アンケート結果 (H28.8.31 現在)

36 現場中、しゅん工済の 34 現場についてとりまとめた。

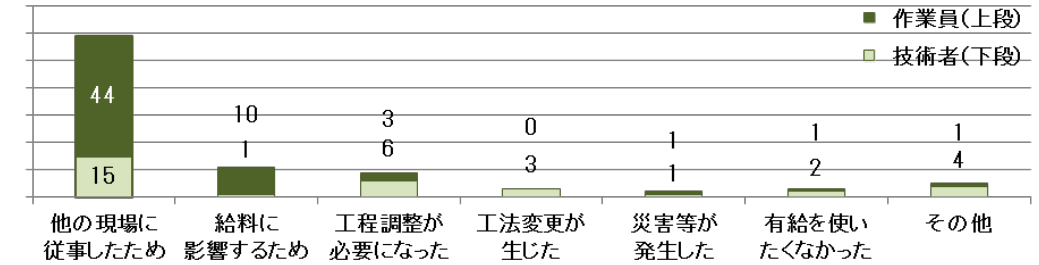
【回答数：192 人 (技術者 59 人、作業員 133 人)】

週 2 日間の休工日を確保できた現場：100%

週 2 日間の休工日に休めた労働者：61% (技術者 58%、作業員 62%)
(設定した週 2 日間の休工日に、ほかの現場に出勤した者等を除く)

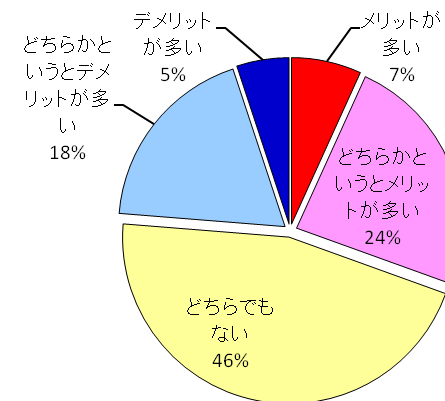
Q1 予定した休工日どおりに休めなかった理由は？ (複数回答あり)

休めなかった 39% (75 人) のうち、「他の現場に従事した」が約 8 割(59 人)を占めた。

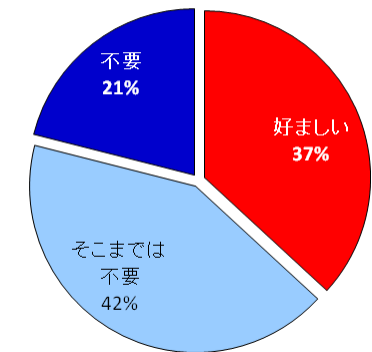


Q2 週休 2 日化についてどう思う？

技術者、作業員とも肯定的な意見が 3 割程度にとどまった。
作業員では、否定的な意見が 6 割程度と高い。



技術者アンケート (59 人)



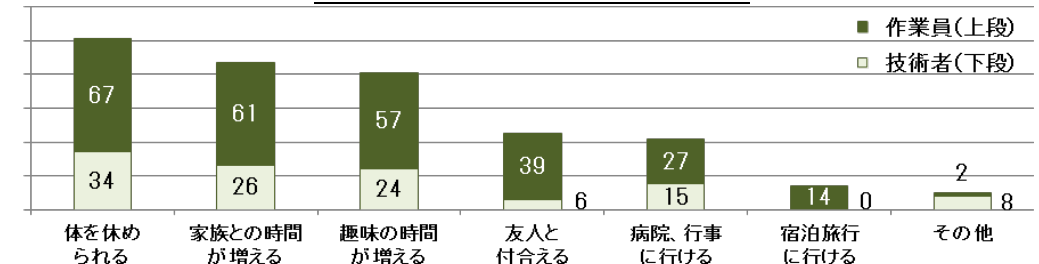
作業員アンケート (133 人)

Q3 どんな効果、課題があるか？ (複数回答あり)

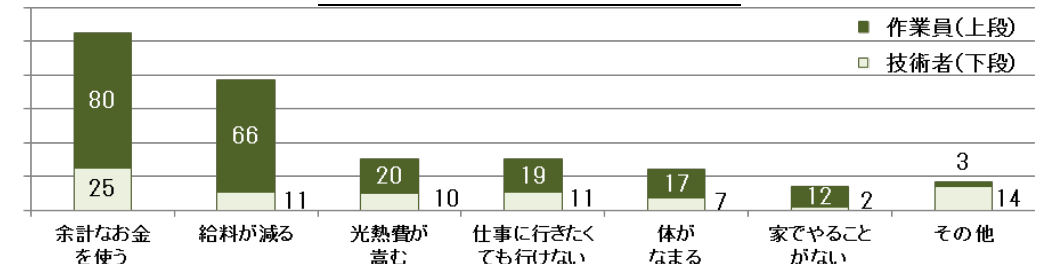
効果：「体を休められる」が 27%、「家族との時間が増える」が 23% など

課題：「余計なお金を使う、光熱費が高む」が 46%、「給料が減る」が 26% など

Q どんな効果があるか (全 380 票)



Q どんな課題があるか (全 297 票)



当該資料は、審議会のご意見を踏まえ、一部修正して掲載